

三木市1か月児健康診査費助成事業のご案内

(令和6年7月から)

三木市では、令和6年7月1日から、1か月児健康診査にかかる費用の一部を助成します。

[事業概要]

助成対象者 (全てに該当する方)	①健康診査受診日及び申請・請求時において三木市に住民票がある方 ②令和6年7月1日以降に出生した児
対象となる健康診査	生後1か月頃に受診する健康診査
助成額	1回あたり上限4,000円 <u>助成券は、妊娠届出時に妊婦健康診査費助成券と併せて交付します。</u> ※保険適用分は対象外です。
助成される健康診査の内容	・身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見 ・こどもの健康状態や育児の相談等
利用方法	①県内の協力医療機関で受診する場合 助成券と問診票を協力医療機関に提出してください。 1か月児健康診査費が助成額を超えた場合、超過分は自費支払となります。 ②県外等、協力医療機関以外で受診する場合 健診費用は一旦自費支払となります。 手続きに必要なもの(以下参照)を準備し、健康増進課または吉川支所健康福祉課へ申請してください。 後日助成額を振り込みます。(償還払い) 【必要なもの】 ☐ 母子健康手帳 ☐ 1か月児健康診査費の領収書(明細書) ☐ 助成券 ☐ 問診票(*受診結果が記載されたもの) ☐ 振込先が確認できるもの(預金通帳等)
注意点	・市外へ転出された場合、助成券の使用、申請・請求はできません。 ・助成券を紛失された場合は、下記へお問い合わせください(再発行可)。 ・健診結果は、今後の子育て支援につなげるため、医療機関から市へ報告されます。
お問い合わせ先	三木市健康増進課(三木市総合保健福祉センター内) 三木市大塚1丁目6-40 電話 86-0900

